

株主各位

愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地

株式会社ヴィレッジヴァンガード コーポレーション

代表取締役社長 白川篤典

## 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年8月26日(水曜日)午後7時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年8月27日(木曜日) 午前11時

2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階 大ホール

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第32期(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日) 計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 
- ・ 新型コロナウイルス感染防止の為、入場を制限させていただく場合がございます。本年は健康状態によらず、ご来場を極力見合わせていただきますようお願いいたします。
  - ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・ 本招集ご通知の事業報告、計算書類、連結計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.village-v.co.jp>)へ掲載いたしますのでご了承ください。

総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

## 第32期定時株主総会における 新型コロナウイルス対策へのご協力をお願い

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
2020年8月27日（木）開催予定の第32期定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止のため、経産省のガイドラインを踏まえ、株主様の安全を第一に考え、下記の措置を講じることといたしました。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 【株主様へのお願い】

- 株主様におかれましては、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使は、書面にて可能ですので、積極的なご利用をお願いいたします。

#### 【来場される株主様へのお願い】

- 席の間隔を確保するため、株主様のご入場数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承お願いいたします。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。  
(株主様からのご質問はお一人様1問とさせていただきます。)
- 時間短縮の観点より例年行っております株主総会後の会社説明会を中止させていただきます。
- 密集を防ぐため、当日はエレベーター等の利用人数を制限させていただきます。また、マスクの着用・手指の消毒、検温等をさせていただきます、入場をお断りさせていただきます場合がございます。
- 体調のすぐれない方は、来場をお控えください。また、体調がすぐれないとお見受けされる方は、感染防止のため、スタッフがお声掛けして入場をお控えいただく場合がございます。

#### 【当社の対応】

- 当社スタッフは、検温や体調を確認の上、マスク着用にて対応させていただきます。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年6月1日～2020年5月31日）の国内経済は穏やかな景気回復基調で推移し、個人消費では雇用・所得が比較的安定して推移していましたが、2019年10月の消費税率の引き上げの影響や2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、消費活動を自粛する動きが高まり、需要の急速な落ち込みにより先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下での当連結会計年度は、店舗数343店舗（直営店338店舗（前期より2店舗減）、FC店5店舗（前期より1店舗減）となりました。売上高につきましては、29,267百万円（前期比13.6%減）、売上総利益11,062百万円（前期比13.2%減）、営業損失286百万円（前期より733百万円の減益）、経常損失308百万円（前期より750百万円の減益）、親会社株主に帰属する当期純損失618百万円（前期より806百万円の減益）となりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、外出自粛並びに店舗の一時休業（最大休業店舗数：251店舗、全店舗の約74%）及び計画していたイベント及びPOPUPショップの出店中止に伴う売上高の低下が主な原因となっております。

当連結会計年度において、当社グループは、期初より、アーティストや漫画・アニメなどのコンテンツとの当社オリジナル企画商品およびコラボ商品の開発強化並びに全国各地での様々なコンテンツのPOPUPショップを展開し、各コンテンツファンを中心とした多くのお客様のニーズに応じてまいりました。特に、6人組エンタメユニットである「すとぷり」におきましては、全国3か所（池袋、名古屋、心斎橋）にPOPUPショップとして「すとぷりるーむ!」を開設し、アルタ、万博公園で行ったイベントにおいて、大変多くのお客様にご来場頂き大盛況を博しました。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となったイベントの一部をユーチューブ配信し、「モノ」から「コト」ビジネスへの転換を加速させております。

最後に、皆さまからご好評をいただきましたメ〜テロドラマ「ヴィレヴァン!」の劇場版の公開及び続編ドラマが放送されることを

ご報告させていただきます。劇場版ヴィレヴァン！「リトル・サブカル・ウォーズ -ヴィレヴァン！の逆襲-」は、2020年10月より全国のイオンシネマ様にて上映予定、続編ドラマ「ヴィレヴァン！2 ～七人のお侍編～」は、名古屋テレビ メ〜テレ様にて2020年11月から放送予定となっております。

ヴィレッジヴァンガードはこれからも新しいものに挑戦し、皆様のご期待に応えてまいります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、総額416百万円であります。その主な内容といたしましては、ショッピングモールへの出店費用及びシステムの改修に関するものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、総額6,270百万円であります。調達の内容は、銀行借入による調達6,120百万円及び社債の発行による調達150百万円となっております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当社の持株会社化に伴い、2019年6月1日付で当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社ヴィレッジヴァンガードを分割承継会社とする吸収分割により、当社商品の販売事業を承継しました。

## (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (6) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第29期 (2017年5月期)	第30期 (2018年5月期)	第31期 (2019年5月期)	第32期 (2020年5月期)
売上高(百万円)		35,680	34,186	33,862	29,267
営業利益又は営業損失(△)(百万円)		215	371	447	△286
経常利益又は経常損失(△)(百万円)		95	339	442	△308
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)		△618	227	188	△618
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)		△80.34	22.43	8.74	△94.11
総資産(百万円)		24,901	26,283	25,881	24,398
純資産(百万円)		6,942	8,689	8,721	7,901

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第29期 (2017年5月期)	第30期 (2018年5月期)	第31期 (2019年5月期)	第32期 (2020年5月期)
売上高(百万円)		34,689	33,466	33,106	23,019
営業利益(百万円)		271	452	440	646
経常利益(百万円)		119	392	430	634
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)		△459	209	169	370
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)		△59.63	20.14	6.29	31.94
総資産(百万円)		24,678	26,165	25,772	24,546
純資産(百万円)		7,107	8,810	8,834	9,004

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (7) 重要な子会社の状況

重要な子会社は下記のとおりです。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヴィレッジヴァンガード	100百万円	100.0%	書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）、アパレル商品の販売
株式会社Village Vanguard Webbed	30百万円	100.0%	書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）、アパレル商品の通信販売

(注) 上記以外に連結子会社が2社ありますが、事業に及ぼす影響度が僅少であり、かつ全体としても重要性がないため、記載を省略しております。

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、いままで世になかった独創的な空間をお客様に提供し続ける店舗型小売りを経営の主軸とし、事業の拡大につとめております。

お客様の嗜好、マーケット環境の変化の中でも持続的な成長を遂げるために、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①新たな来店動機の創出

ヴィレッジヴァンガードだからこそ可能とする、来店しなければ体験できない、「ドキドキ・ワクワク」をお客様にご提供する新たな来店動機の創出に取り組んでおります。

### ②新規事業による企業価値の向上

当社グループは、店舗でお客様にご提供しております、「驚き」や「おもしろさ」を、WEB等の様々なプラットフォームで創出し、新たな収益構造の構築を行って参ります。

### ③事業基盤の強化

商品原価、在庫管理、人員配置、店舗運営等の当社グループの経営にかかわる事柄の生産性向上に取り組み、経営の最適化を進めてまいります。

(9) 主要な事業内容（2020年5月31日現在）

当社グループは、全国に展開している店舗、オンラインにおいて書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）、食品、アパレル等を販売しております。

当社グループが展開する業態内容及びその取扱商品は以下のとおりであります。

業態区分	業態内容及び取扱商品
ヴィレッジヴァンガード業態	「遊べる本屋」をコンセプトに書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）食品、アパレル等を販売
new style業態	大人も楽しめる空間を演出したライフスタイルショップで生活雑貨やインテリア雑貨を主に販売
アウトレット業態	珍しい・懐かしい・驚きのある商品をアウトレット価格にて販売
WEB販売業態	書籍、SPICE（雑貨類）、ニューメディア（CD・DVD類）の通信販売、クリエイターが作成した商品、アーティストとのコラボ商品など、面白みのある商品を販売

(10) 主要な営業所 (2020年5月31日現在)

1. 当社

- ①本社 愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地  
②横浜事務所 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3号  
③店舗  
地域別店舗

(単位: 店)

地 域	直営店舗数	F C店舗数	合 計
北 海 道	16	0	16
東 北	23	0	23
関 東 ・ 甲 信 越	79	2	81
北 陸 ・ 中 部	72	2	74
関 西	45	0	45
中 国 ・ 四 国	45	1	46
九 州 ・ 沖 縄	58	0	58
合 計	338	5	343

2. 子会社

株式会社ヴィレッジヴァンガード

本社 愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地

株式会社Village Vanguard Webbed

本社 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目2番3号

### (11) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,506 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,385
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,162
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	725

### (12) 従業員の状況 (2020年5月31日現在)

#### ①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
452名	28名

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者及び契約社員・パート・アルバイトは除き、グループ外から当社グループへの出向者は含んでおりません。

#### ②当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	80名	△251名	39.1歳	8.5年
女 性	30名	△79名	33.3歳	3.4年
合計又は平均	110名	△330名	37.5歳	7.1年

(注) 1 従業員数には、当社から社外への出向者及び契約社員・パート・アルバイトは除き、社外から当社への出向者は含んでおります。  
2 上記のほか、パート・アルバイトは、19名であります。  
3 平均勤続年数は正社員登用日を起算日としております。  
4 2019年6月1日より会社分割により出向、転籍によって人数が減少しております。

### (13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ. 株式に関する事項 (2020年5月31日現在)

①発行可能株式総数	普通株式	19,800,000株
	A種優先株式	1,500株
②発行済株式総数	普通株式	7,861,700株
	A種優先株式	1,500株
③株主数	普通株式	44,692名
	A種優先株式	1名
④大株主		

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
菊地敬一	1,699,000	—	1,699,000	21.62%
菊地真紀子	432,000	—	432,000	5.49
株式会社ハマキョウレックス	90,000	—	90,000	1.14
J.P.Morgan Securities plc Director Andrew J. Cox	52,300	—	52,300	0.66
中川武	41,600	—	41,600	0.52
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	40,500	—	40,500	0.51
V V 従業員持株会	37,100	—	37,100	0.47
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	35,500	—	35,500	0.45
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	34,989	—	34,989	0.44
INTERNATIONAL CORE EQUITY PORTFOLIO DFA INVESTMENT DIMENSIONS GROUP INC	24,300	—	24,300	0.30

(注)持株比率は自己株式(4,001株)を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2020年5月31日現在）

2013年1月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数  
280個（注）1
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 28,000株（注）1、2
- ・ 新株予約権の払込金額  
1個当たり 11,212円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 96,000円（注）3
- ・ 新株予約権を行使することができる期間  
2014年9月1日から2024年8月31日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
  1. 新株予約権者は、下記①から④に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
    - ①当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が431億円を超過すること。
    - ②当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が450億円を超過すること。
    - ③当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が24億円を超過すること。
    - ④当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年5月期、2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で50億円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

  2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	105個	10,500株	2人
社外取締役	10個	1,000株	2人

(注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2014年1月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
186個（注）1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 18,600株（注）1、2
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 37,500円  
（1株当たり 375円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 125,700円（注）3  
（1株当たり 1,257円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2015年9月1日から2025年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  1. 新株予約権者は、下記①から④に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
    - ①当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が435億円を超過すること。
    - ②当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が435億円を超過すること。
    - ③当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が1億円を超過すること。
    - ④当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年5月期、2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で3億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。
  2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、監査役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。
  3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	100個	10,000株	2人
社外取締役	8個	800株	2人

(注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2015年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
148個（注）1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 14,800株（注）1、2
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 37,500円  
（1株当たり 375円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 136,800円（注）3  
（1株当たり 1,368円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2016年9月1日から2026年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  1. 新株予約権者は、下記①から④に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
    - ①当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が462億円を超過すること。
    - ②当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において売上高が462億円を超過すること。
    - ③当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が8億円を超過すること。
    - ④当社が金融商品取引法に基づき提出した2015年5月期、2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で10億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。
  3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	52個	5,200株	2人
社外取締役	4個	400株	2人

(注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2016年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
132個（注）1
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 13,200株（注）1、2
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 17,000円  
（1株当たり 170円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 151,400円（注）3  
（1株当たり 1,514円）
- ・新株予約権を行使することができる期間  
2017年9月1日から2027年8月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  1. 新株予約権者は、下記①から④に掲げる条件が満たされた場合ごとに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち最大25%ずつ権利行使することができる。
    - ①当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結キャッシュ・フロー計算書において営業キャッシュ・フローが16.97億円を超過すること。
    - ②当社が金融商品取引法に基づき提出した2017年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結キャッシュ・フロー計算書において営業キャッシュ・フローが8.94億円を超過すること。
    - ③当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が2.45億円を超過すること。
    - ④当社が金融商品取引法に基づき提出した2016年5月期、2017年5月期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において経常利益が、累計で10.61億円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
  2. 新株予約権者は、本新株予約権の割当後、当社及び当社子会社の取締役、又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失時以降本新株予約権を行使することができない。

3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権の一部行使はできない。
5. 前各号の他、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	25個	2,500株	2人
社外取締役	3個	300株	3人

(注) 1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式により調整する。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株  
予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菊 地 敬 一	
代表取締役社長	白 川 篤 典	エステールホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	佐々木 敏 夫	
社 外 取 締 役	立 岡 登 興 次	株式会社学びエイド 社外取締役
社 外 取 締 役	丸 山 雅 史	エステールホールディングス株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	齋 藤 理 英	エステールホールディングス株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	須 原 伸 太 郎	株式会社エスネットワークス 代表取締役社長
監 査 役 ( 常 勤 )	大 澤 弘 久	
社外監査役 (非常勤)	前 田 勝 昭	前田勝昭公認会計士・税理士事務所 所長
社外監査役 (非常勤)	坂 口 真 一	セイハネットワーク株式会社 取締役

- (注) 1. 社外監査役の前田勝昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 当社は社外取締役齋藤理英氏及び社外取締役立岡登興次氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 139百万円 (うち社外取締役 4名 13百万円)  
 監査役 4名 12百万円 (うち社外監査役 2名 5百万円)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度に対応する役員退職慰労引当金に相当する額及び当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額を含んでおります。
2. 報酬限度額は次のとおりであります。
- 取締役：年額300百万円 (1999年8月31日開催の定時株主総会の決議)  
 監査役：年額100百万円 (1999年8月31日開催の定時株主総会の決議)
- また、2018年8月29日開催の第30期定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額50百万円以内 (うち社外取締役分は年額10百万円以内) と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	立岡登與次	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、当社とは異なる事業分野での企業経営の経験から適宜発言を行っております。
取締役	丸山雅史	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、当社とは異なる事業分野での企業経営の経験から適宜発言を行っております。
取締役	齋藤理英	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役	須原伸太郎	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に企業経営の経験と公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	前田勝昭	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	坂口真一	就任後開催の取締役会14回の全てに出席し、また就任後開催の監査役会8回の全てに出席し、当社とは異なる事業分野での取締役の経験から適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役立岡登與次氏は株式会社学びエイドの社外取締役であります。  
当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
2. 取締役丸山雅史氏はエステールホールディングス株式会社の代表取締役社長、取締役齋藤理英氏は同社の社外取締役であります。  
当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
3. 取締役須原伸太郎氏は株式会社エスネットワークスの代表取締役社長であります。  
当社と兼職先との間には特別な関係はございません。
4. 当社と社外取締役立岡登與次、同丸山雅史、同齋藤理英、同須原伸太郎並びに社外監査役前田勝昭、同坂口真一の6氏は、会社法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

## V. 会計監査人の状況

(1) 名称 爽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

27百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画及び、報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社は、爽監査法人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①コンプライアンス担当役員を指名し、当該役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置する。
  - ②コンプライアンスに関する規程を制定し、周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
  - ③通報者の保護を徹底した通報・相談窓口の設置、体制の整備に努める。
  - ④内部監査部門が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
  - ⑤反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と密接に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
  - ②情報処理システム管理規程及びインサイダー取引管理規程等を制定し、適切な情報管理体制を確立・維持する。
  - ③取締役の職務執行に係る情報の文書作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①リスク管理に関する規程を制定し、代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置して定期的にリスク管理体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行うとともに、新たなリスクの発生の有無を監視する。
  - ②商品、金銭に関するリスクに対応するため、外部のリスク管理会社と契約を締結してコンサルティングを受け、リスク管理体制の改善を図る。
  - ③リスク対応に関するマニュアル等を作成し、リスクが現実化した際に適切な対応を行うための体制を整備する。
  - ④会社として把握しているリスクに関しては、法令ならびに証券取引所の規則等に従い、適切な開示を行う。
  - ⑤リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役会に定期的に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。
  - ②業務分掌規程及び職務権限規程に基づく職務権限の分担により、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
  - ③取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を業務担当取締役が定め、業務担当取締役は取締役会において業績を報告する。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ①当社は、当社グループの業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に関する重要事項については適時に報告される体制を構築するとともに、必要に応じて関係資料等の提出、月一回開催する取締役会へ担当役員が参加することを求めるなど、関係会社に対する統制を行い、その業務の適正を確保する体制の整備に努める。
  - ②当社関係会社においては、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法制等の遵守ならびに資産の保全を目的とする規程を定め、運用・評価し、定期的に当社へ報告する体制の整備に努める。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
  - ①経理関連の規程を整備し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
  - ②法令及び証券取引所の規則を遵守し、適切かつ適時に財務報告を行う。
  - ③内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
  - ④財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が必要に応じて当該使用人の配置を求めた場合には、取締役と監査役が協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を決定する。
8. 監査役を補助すべき使用人について、取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査役を補助すべき使用人が他部署の職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

- ②当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び人事事項については社内規程に明記する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ①取締役及び使用人は定例的に経営状況、業務遂行状況、財務の状況、四半期の状況、リスク管理・コンプライアンス体制の状況などを監査役に報告する。
  - ②監査役は、会計監査人が実施する四半期決算報告会への出席及び四半期レビュー時の立会などにより報告を受ける。
10. 当社グループの役職員又はこれらのものから報告を受けたものが、当社の監査役に報告をするための体制
- ①当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な方法により報告を行う。
  - ②当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して適切な方法により報告を行う。
  - ③当社の内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。
  - ④当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
11. 監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社は監査役へ報告を行った取締役及び使用人が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、「内部通報制度運用規程」に準じて当該報告者を保護する。
  - ②当社グループの役職員が当社監査役に対し直接通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知することができる。
12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - ②当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年、一定の予算を計上する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
- ②監査役は会計監査人と定期的に情報交換を行うとともに、内部監査部門及び当社グループの監査役等とも密接に連携する。
- ③監査役は、必要な場合における専門家の意見を聴取するためのルートを確保する。
- ④監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要会議に出席する。また、稟議書及びその他業務執行に関する重要書類については、監査役の閲覧に供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を開催し、法令チェックシートの見直しを行うとともに、法令チェックシートに基づく法令遵守状況の確認ならびに法令遵守をより強化するための対策の検討を行いました。
2. リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を開催し、リスク事象の把握、見直しとリスクの発生頻度、重要度及びそれに対する対策度の確認を実施しました。
3. 財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセス及び在庫管理プロセスの検討を実施しました。
4. 法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報に係る社内規程に規定するヘルプホットラインについて、従業員の入社時に連絡先カードの配布、社内グループウェアへの情報掲示、社内ポスターの張出しをすることによって周知徹底を図っております。  
通報・相談に対しては、関連部署が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。

---

(注) 本事業報告中における記載金額等は、表示単位未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

[資産の部]		[負債の部]	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>20,764</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,660</b>
現金及び預金	3,396	買掛金	1,461
売掛金	1,004	短期借入金	2,242
商品の他	15,326	1年内償還予定の債	45
その他の他	1,040	1年内返済予定の金	3,461
貸倒引当金	△3	長期借入金	329
		未払金	66
		未払法人税等	361
<b>固定資産</b>	<b>3,634</b>	未払消費税等	39
<b>有形固定資産</b>	<b>1,617</b>	株主優待引当金	63
建物及び構築物	1,419	賞与引当金	589
機械装置及び運搬具	0	その他	
工具、器具及び備品	172	<b>固定負債</b>	<b>7,836</b>
建設仮勘定	26	社債	210
<b>無形固定資産</b>	<b>404</b>	長期借入金	5,567
ソフトウェア	403	長期未払金	207
その他	1	役員退職慰労引当金	367
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,611</b>	退職給付に係る負債	211
長期前払費用	101	資産除去債務	1,205
差入保証金	1,508	その他	66
破産更生債権等	5	<b>負債合計</b>	<b>16,496</b>
その他	2		
貸倒引当金	△6	[純資産の部]	
		<b>株主資本</b>	<b>7,875</b>
		資本金	2,330
		資本剰余金	3,807
		利益剰余金	1,737
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	7
		為替換算調整勘定	7
		新株予約権	19
		<b>純資産合計</b>	<b>7,901</b>
<b>資産合計</b>	<b>24,398</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>24,398</b>

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,267
売 上 原 価		18,204
売 上 総 利 益		11,062
販売費及び一般管理費		11,349
営 業 損 失		286
営 業 外 収 益		
仕 入 割 引	31	
業 務 受 託 料	102	
そ の 他	43	177
営 業 外 費 用		
営 業 外 支 払 手 数 料	63	
支 払 利 息	113	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5	
そ の 他	15	198
経 常 損 失		308
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1	
助 成 金 収 入	128	129
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
減 損 損 失	128	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	204	
そ の 他	5	374
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		553
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64	
法 人 税 等 調 整 額	0	65
当 期 純 損 失		618
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		618

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年6月1日)  
(至 2020年5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,315	3,792	2,585	△0	8,693
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	15	15			30
剰余金の配当			△229		△229
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△618		△618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	15	15	△847	—	△817
当 期 末 残 高	2,330	3,807	1,737	△0	7,875

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	7	7	20	8,721
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				30
剰余金の配当				△229
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△618
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△0	△0	△1	△2
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	△1	△819
当 期 末 残 高	7	7	19	7,901

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 株式会社ヴィレッジヴァンガード  
株式会社Village Vanguard Webbed  
TITICACA HONGKONG LIMITED  
比利緹卡（上海）商贸有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、比利緹卡（上海）商贸有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～20年

工具、器具及び備品 2～15年

###### ②無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

③長期前払費用  
定額法

ハ) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費を支出時に全額を費用として処理しております。

ニ) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。

ホ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用していましたが、2017年7月31日をもって廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付に係る負債」として計上しております。

なお、連結子会社は退職給付制度を採用しておりません。

ヘ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ト) 重要なヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

全ての金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

### ③ヘッジ方針

金利変動リスクに備え、相場変動を相殺する、又はキャッシュ・フローを固定化する目的でヘッジ取引を行っております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## チ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

### ①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### ②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「1年内返済予定の長期借入金」に含めていた「短期借入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「短期借入金」は41百万円であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,463百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（注）	7,832,800株	28,900株	－株	7,861,700株
A種優先株式	1,500株	－株	－株	1,500株
合計	7,834,300株	28,900株	－株	7,863,200株

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加であります。

#### (2) 配当に関する事項

##### イ) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年8月27日 定時株主総会	普 通 株 式	109	14	2019年 5月31日	2019年 8月28日
2019年8月27日 定時株主総会	A種優先株式	120	80,000	2019年 5月31日	2019年 8月28日

ロ) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普 通 株 式	利益剰余金	－	－	2020年 5月31日	－
2020年8月27日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	120	80,000	2020年 5月31日	2020年 8月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 69,700株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等や安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については、設備投資計画に基づき、必要な資金を主として銀行借入及び社債の発行により調達しております。デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金及び差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各担当部門が、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

買掛金及び未払金は、1年以内返済予定分の長期未払金を除き、原則として2ヶ月以内の支払期日であります。未払法人税等及び未払消費税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、期間は原則として5年以内であります。変動金利による借入は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引により低減を図っております。

長期未払金は、主に割賦未払金であり、返済期限は原則として5年であります。

なお、上記の営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,396	3,396	—
(2) 売掛金	1,004	1,004	—
(3) 差入保証金	1,508	1,508	△0
資産計	5,909	5,909	△0
(4) 買掛金	1,461	1,461	—
(5) 短期借入金	2,242	2,242	—
(6) 未払金 (※)	211	211	—
(7) 未払法人税等	66	66	—
(8) 未払消費税等	361	361	—
(9) 社債 (1年内償還予定を含む)	255	255	0
(10) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9,029	8,995	△33
(11) 長期未払金 (1年内返済予定を含む)	325	329	4
負債計	13,952	13,924	△28
(12) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 未払金の金額には、1年以内返済予定の長期未払金を含んでおりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) 未払消費税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債、(9) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規調達・新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となっている長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(10) 長期未払金

長期未払金の時価については元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジの対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	797円02銭
1株当たり当期純損失	94円11銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

[資産の部]		[負債の部]	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>20,850</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,705</b>
現金及び預金	3,113	買掛金	1,363
売掛金	954	短期借入金	2,200
F C未収入金	2	1年内償還予定の債	45
商品	15,263	1年内返済予定の債	3,461
前払費用	72	長期借入金	279
関係会社短期貸付金	61	未払費用	207
関係会社未収入金	524	未払法人税等	18
未収入金	424	預り金	27
その他	435	賞与引当金	60
貸倒引当金	△1	株主優待引当金	39
<b>固定資産</b>	<b>3,695</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,835</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,492</b>	社債	210
建物	1,419	長期借入金	5,567
構築物	0	長期未払金	207
車両運搬具	0	退職給付引当金	211
工具、器具及び備品	46	役員退職慰労引当金	367
建設仮勘定	26	預り保証金	57
<b>無形固定資産</b>	<b>394</b>	資産除去債務	1,205
ソフトウェア	393	繰延税金負債	8
その他	1	<b>負債合計</b>	<b>15,541</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,808</b>	[純資産の部]	
関係会社株式	196	<b>株主資本</b>	<b>8,985</b>
長期前払費用	101	資本金	2,330
差入保証金	1,508	資本剰余金	3,807
破産更生債権等	5	資本準備金	2,307
その他	9	その他資本剰余金	1,500
貸倒引当金	△13	利益剰余金	2,847
<b>資産合計</b>	<b>24,546</b>	その他利益剰余金	2,847
		繰越利益剰余金	2,847
		自己株式	△0
		<b>新株予約権</b>	<b>19</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>9,004</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>24,546</b>

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(自 2019年6月1日  
至 2020年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,019
売 上 原 価		17,924
売 上 総 利 益		5,095
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,449
営 業 利 益		646
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
仕 入 割 引	31	
業 務 受 託 料	102	
そ の 他	41	177
営 業 外 費 用		
営 業 外 支 払 手 数 料	62	
支 払 利 息	111	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	5	
そ の 他	10	189
経 常 利 益		634
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1	
助 成 金 収 入	30	31
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36	
減 損 損 失	124	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失	47	
そ の 他	5	213
税 引 前 当 期 純 利 益		451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80	
法 人 税 等 調 整 額	0	81
当 期 純 利 益		370

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年6月1日  
至 2020年5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	2,315	2,292	1,500	3,792	2,706	△0	8,814
当期変動額							
新株の発行	15	15		15			30
剰余金の配当					△229		△229
当期純利益					370		370
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	15	15	—	15	141	—	171
当期末残高	2,330	2,307	1,500	3,807	2,847	△0	8,985

(単位：百万円)

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	20	8,834
当期変動額		
新株の発行		30
剰余金の配当		△229
当期純利益		370
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1	△1
当期変動額合計	△1	170
当期末残高	19	9,004

(記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 主として売価還元法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### イ) 有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～20年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ロ) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

##### ハ) 長期前払費用

定額法

#### (4) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額を費用として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用していましたが、2017年7月31日をもって廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時点の退職金要支給額を「退職給付引当金」として計上しております。

ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ) 株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

すべての金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

③ヘッジ方針

金利変動リスクに備え、相場変動を相殺する又は、キャッシュ・フローを固定化する目的でヘッジ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

13百万円

長期金銭債権

7百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,397百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高  
 営業取引による取引高  
 売上高 22,939百万円  
 仕入高 97百万円  
 営業取引以外の取引による取引高 4百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項  
 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 4,001株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産評価損、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金及び繰越欠損金などであり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対応する除去費用であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社 ヴィレッジヴァンガード	所有 直接 100%	役員 の 兼任	会社分割承継資産(注1)	179	—	—
				経営指導料 固定資産管理料 商品の卸売(注2)	2,189 2,634 18,115	関係会社未収入金	524

(注) 1. 分割承継資産については、適正な帳簿簿価によっております。  
 2. 取引金額について、持株会社である当社の運営費用及び業務内容又は一般取引条件を勘案し、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 937円42銭  
 1株当たり当期純利益 31円94銭

8. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。
  
9. その他の注記  
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月20日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
取締役会 御中

爽 監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 登 三 樹 夫 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 熊 谷 輝 美 ⑩  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理性に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続きを立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年7月20日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
取締役会 御中

爽 監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 登 三 樹 夫 ⑩  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 熊 谷 輝 美 ⑩  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの2019年6月1日から2020年5月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理性に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 爽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月22日

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 監査役会

常勤監査役	大 澤 弘 久 ⑩
監 査 役	前 田 勝 昭 ⑩
監 査 役	坂 口 真 一 ⑩

(注) 監査役のうち、前田勝昭及び坂口真一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただきます、A種優先株式に対する当事業年度の期末配当につきましては、定款及び優先株式発行要項で定めた所定の計算に基づく金額を実施いたしたいと存じます。株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社A種優先株式1株につき金 80,000円  
A種優先株式配当総額 120,000,000円  
配当総額の合計 120,000,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年8月28日（金）

### 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名の任期が満了となります。つきましては現任の7名に加え、経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	きくち けいいち 菊地 敬一 (1948年3月12日生)	1986年11月 当社創業 1988年10月 有限会社ヴィレッジバンガード (現当社) 設立 代表取締役 1998年5月 当社設立 代表取締役 2010年8月 当社代表取締役会長 (現任)	株 1,699,000

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
2	しらかわ あつ のり 白川 篤典 (1967年7月29日生)	2003年3月 当社入社 2003年8月 当社取締役経営企画室長 2006年8月 当社常務取締役 2010年8月 当社代表取締役社長(現任) 2012年6月 As-meエステール株式会社 (現 エステールホールディングス株式会 社) 社外取締役(現任)	株    9,800
3	ささき としお 佐々木 敏夫 (1955年11月4日生)	1978年3月 株式会社オリエンタル中村百貨店 (現 株式会社名古屋三越) 入社 2011年4月 株式会社名古屋三越 代表取締役社長 2016年2月 当社入社 2018年10月 当社執行役員 2019年8月 当社取締役 2020年8月 当社常務取締役(現任)	株    2,100
4	かとう ゆう き 加藤 祐貴 (1979年2月20日生)	2001年11月 当社入社 2016年7月 当社マーケティング本部長 2017年6月 当社営業本部長 2018年8月 当社執行役員 営業本部長(現任) 2019年2月 株式会社ヴィレッジヴァンガード 代表取締役(現任)	株    1,600
5	たつ おか とよじ 立岡 登與次 (1949年12月27日生)	1974年4月 株式会社日立製作所入社 1988年7月 日本アセアン投資株式会社(現 日本ア ジア投資株式会社) 入社 1998年4月 同社代表取締役社長 2008年8月 当社社外取締役(現任) 2009年6月 日本アジア投資株式会社相談役 2015年12月 中央債権回収株式会社取締役 2020年7月 株式会社学びエイド社外取締役(現任)	株    600
6	まる やま まさ し 丸山 雅史 (1969年5月14日生)	1993年4月 エステール株式会社(現 エステールホー ルディングス株式会社) 入社 2007年6月 同社専務取締役 2009年6月 あずみ株式会社(現 エステールホー ルディングス株式会社) 代表取締役社長 2009年10月 同社代表取締役社長(現任) 2012年8月 当社社外取締役(現任)	株    600

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
7	さいとうりえい 齋藤理英 (1965年8月12日生)	1999年4月 弁護士登録、東京弁護士会所属 2003年4月 東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員（現任） 2006年4月 東京弁護士会常議員、日本弁護士連合会代議員 2007年6月 あずみ株式会社（現 エステールホールディングス株式会社）社外取締役（現任） 2009年10月 齋藤綜合法律事務所代表（現任） 2015年8月 当社社外取締役（現任）	株     600
8	すはらしんたろう 須原伸太郎 (1970年9月29日生)	1993年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1996年4月 公認会計士登録 1996年5月 須原公認会計士事務所開設 1997年4月 株式会社マッキャンエリクソン入社 1999年10月 株式会社エスネットワークス創業 代表取締役副社長就任 2006年2月 税理士法人エスネットワークス代表社員 2008年4月 株式会社エスネットワークス 代表取締役社長（現任） 2016年8月 当社社外監査役 2017年8月 当社社外取締役（現任）	株          600

注) 各取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、前田勝昭氏が任期満了となります。  
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。  
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社株式の数
まえだかつあき 前田勝昭 (1945年7月26日生)	1970年9月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所	株 1,000
	1985年7月 前田勝昭公認会計士・税理士事務所開設(当該所長現任)	
	2001年8月 当社社外監査役(現任)	

- 注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 本議案が原案どおり承認可決された場合には前田勝昭氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

#### 第4号議案 当社監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、1999年8月31日開催の第11期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務監査役の使用人分給与を含まない。）とすること、また、2004年8月30日開催の第16期定時株主総会において、監査役に対してストック・オプションとしての新株予約権を発行することにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査役に対し、上記の報酬枠とは別枠で新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することと致したいと存じます。なお、本議案が承認可決されることを条件に、既に付与済み新株予約権を除き、監査役に対するストック・オプション制度は廃止することとし、今後、監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことと致します。

本議案に基づき、監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額15百万円以内（うち、社外監査役分は5百万円以内）と致します。また、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定することと致します。

現在の監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。

また、監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年1万5千株以内（うち、社外監査役分は5千株以内）ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終

値) とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとしてします。

#### (1) 譲渡制限期間

監査役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

監査役が本割当契約により割当を受けた日より3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める役務提供期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、監査役が役務提供期間中、継続して、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該監査役が、任期満了、定年又は死亡により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合又は当社の取締役会が正当と認めた場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

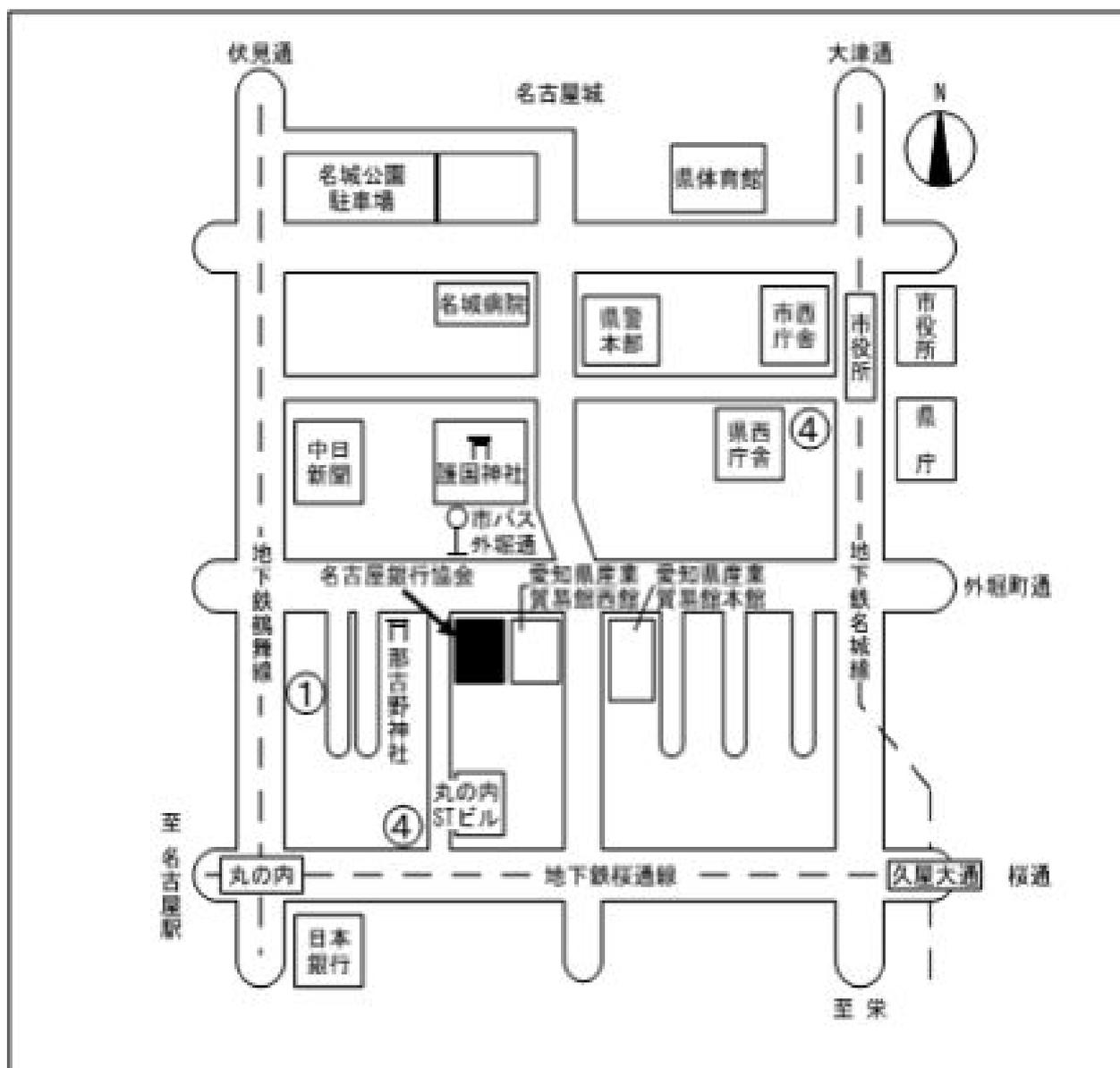
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場のご案内図



会場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階 大ホール

交通 地下鉄一桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分  
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分  
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分  
市バス—名古屋バスターミナルより「外堀通」下車すぐ  
※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。